別表二付表　記載要領

1　この表のⅠは、連結親法人又は連結子法人が法第12条第２項の規定の適用を受ける場合に連結親法人又は各連結子法人ごとに記載し、その連結親法人又は連結子法人の法人名を「法人名」の欄の括弧の中に記載すること。

2　この表のⅡは、連結親法人又は連結子法人が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の91第10項の規定の適用を受ける場合に連結親法人又は各連結子法人ごとに記載し、その連結親法人又は連結子法人の法人名を「法人名」の欄の括弧の中に記載すること。

3　連結親法人又は連結子法人が租税特別措置法第68条の93の３第10項の規定の適用を受ける場合には、この表のⅡに所要の調整をして記載すること。

別表三の表中

（ふりがな） 代表者 自署押印	
代表者住所	

を

（ふりがな） 代表者 記名押印	
代表者住所	
（ふりがな） 国内源泉所得に係る 事業等の責任者 記名押印	

に改め、同表の記載要領第１号中「。以下別表三付表三までにおいて同じ」を削り、「いう。）」を「いう。次号において同じ。）」に改め、同第六号を削り、同第五号を同第六号とし、同第四号(1)中「この申告が連結親法人（普通法人に限る。以下別表三付表三までにおいて同じ。）以外の普通法人によるものである場合において、当該普通法人の」「単体税額加算規定（」及び「（昭和32年法律第26号）第42条の５第５項、」を削り、「第63条第１項」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（(2)において「平成30年旧措置法」という。）第42条の５第５項」を、「第10条の規定による改正前の租税特別措置法」の次に「（(2)において「平成28年旧措置法」という。）」を加え、「。以下この号において「平成27年改正法」という。」を削り、「第42条の４第11項（平成27年改正法附則第116条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第63条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４の２第７項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第22条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の10第５項」を「（(2)において「平成27年旧措置法」という。）第42条の４第11項」に、「）附則第55条」を「。(1)及び(2)において「平成23年12月改正法」という。）附則第55条」に、「同法第19条」を「平成23年12月改正法第19条」に改め、「若しくは第２号」及び「をいう。別表三付表一において同じ。）」を削り、「とき」を「場合」に改め、同号(2)中「この申告が連結親法人によるものである場合において、当該連結親法人の」を削り、「租税特別措置法」の次に「第68条の11第５項、第68条の13第４項、第68条の15の４第５項、第68条の15の５第５項、」を加え、「の規定又は」を「、平成30年旧措置法第68条の10第５項、平成28年旧措置法第68条の14第５項若しくは第68条の15第５項、平成27年旧措置法第68条の９第11項若しくは平成23年12月改正法附則第72条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の10第５項の規定又は」に、「とき」を「場合」に改め、同号を同第五号とし、同第三号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　「（ふりがな）代表者記名押印」の欄は、外国法人が中間申告をする場合には、「代表者」として記載すること。

別表三付表一から別表三付表三までを削る。

別表四の表中

（ふりがな） 代表者 自署押印

を

（ふりがな） 代表者 記名押印

に、

経理責任者 自署押印	

を

（ふりがな） 国内源泉所得に係る 事業等の責任者 記名押印	

に改め、同表の記載要領第１号中「第３号」を「次号及び第４号」に改め、同第三号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　「（ふりがな）代表者記名押印」の欄は、外国法人が退職年金等積立金に係る確定申告又は退職年金等積立金に係る中間申告をする場合には、「代表者」として記載すること。